

手続実施結果報告書

年 月 日

印

手続実施結果報告書の目的並びに配布及び利用制限

本報告書は、（以下「会社」という。）の作成した 年 月の第1種旅行業の更新登録申請書（以下「申請書」という。）における、旅行業の登録の有効期間の更新の登録申請のために必要な 年 月 日から 年 月 日までの事業年度に関連する事項に関して、「旅行業法第6条の3第2項において準用する同法第6条第1項第10号」及び「同法施行規則第3条」の規定に基づき、申請書に記載された次の記載内容のみを対象として実施された手続及び手続実施結果を報告する目的で作成されている。したがって、本報告書は他の目的に適さない可能性がある。本報告書は会社と規制当局のみを利用者として想定しており、会社と規制当局以外に配布及び利用されるべきものではない。

申請書に添付された貸借対照表及び損益計算書

なお、上記の記載内容は、「旅行業法第6条の3第1項」に規定する旅行業の登録の有効期間の更新の登録申請を行うために、申請書様式上の記載に基づいて会社によって作成され、申請書に記載されたものである。

当該手続業務は、監査又はレビュー等の保証業務ではない。したがって、私は意見又は保証の結論を表明するものではない。

実施した手続の範囲及び内容

私は、申請書に記載されている貸借対照表及び損益計算書の記載内容について以下の手続を実施した。

（総勘定元帳等の会社が作成する帳簿）

1. 貸借対照表及び損益計算書について、総勘定元帳等の会社が作成する帳簿と突合した。

（貸借対照表及び損益計算書）

2. 貸借対照表及び損益計算書について、確定決算に係る税務申告書に添付された貸借対照表及び損益計算書と突合した。

(現金預金)

3. 貸借対照表の現金預金について、現金、預金通帳、小切手等の実際残高と総勘定元帳等の会社が作成する帳簿の帳簿残高を突合した。

手続の実施結果

(総勘定元帳等の会社が作成する帳簿)

1. 総勘定元帳等の会社が作成する帳簿に基づき、貸借対照表及び損益計算書が作成されていることが確認された。

(貸借対照表及び損益計算書)

2. 貸借対照表及び損益計算書と確定決算に係る税務申告に添付された貸借対照表及び損益計算書と一致していることが確認された。

(現金預金)

3. 貸借対照表の現金預金について、実際有高と帳簿残高が一致していることが確認された。